

「令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務」

業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1 目的

「令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務概要

(1) 名称

令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務

(2) 委託事業の内容

本県では、観光 GDP の飛躍的かつ持続的な拡大を目指すために、県内それぞれの地域にフォーカスし、地域ごとに観光地としての磨き上げを行う「観光地域づくり」を推進しているが、その一環として、地域への経済波及効果の高い MICE 分野について、MICE 関連事業者・地域等（ホテル事業者、会議施設運営事業者、交通事業者、DMO、観光協会等）が一体となった誘致活動を展開する体制を構築する必要がある。

そこで、MICE 関連事業者を含む産学官地域一体となった MICE 分野における情報共有・意見交換の場を設定するなどステークホルダー間の連携体制の構築を支援するとともに、連携の成果として、会議運営会社である PCO（Professional Congress Organizer）、旅行会社等との意見交換会の開催や MICE 誘致用のプランナーズガイドブックを作成することで、MICE 分野にかかる産学官一体となった誘致体制づくりに取り組む。

○産学官地域一体となった MICE 誘致にかかる連携体制の構築

①MICE 関連事業者・地域等との情報共有・意見交換会の開催

②PCO・旅行会社等との意見交換会の開催

○MICE プランナーズガイドブックの制作

※詳細は別紙「令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務」委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載。

(3) 業務委託の期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 委託上限金額

3,960千円（消費税及び地方消費税（税率10%）及び割引経費を含む）を限度とする。

(5) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（3）については構成員の代表者が該当すること）。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録があり、主な取扱品目・業務内容において「広告の企画・デザイン」及び「イベント企画・運営」、又は「広告の企画・デザイン」及び「催物の企画・運営」で登録をしている者であること（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする）。

- (4) この公告に係る契約締結年度を除き、過去5年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
同種業務：観光に関する企画立案及びパンフレット制作業務

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル募集要項等の交付場所、交付期間等

(1) 交付期間

令和6年9月26日(木)から10月24日(木)まで
各日とも午前9時から午後5時00分まで (ただし10月24日(木)は午前9時から正午まで/土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階
奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係
※募集要項等は、「奈良県観光局 観光力創造課ホームページ」で公開する。
(ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/3534.htm>)
※郵送による配布は行わない。
※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 交付資料

- ・募集要項
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～様式10、様式11～13(グループで応募する場合))及び質問票(様式14)

【グループで応募する場合】

- ・グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、参加申込書(様式1)の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ・事業者概要書(様式2)については、構成員それぞれについて提出すること。
- ・グループ構成員届出書(様式11)、グループ協定書(様式12)、グループ委任状(様式13)を提出すること。

6 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	① 参加申込書【様式1】 ② 事業者概要書【様式2】 ③ 同種業務の実施実績【様式3】 ※業務の実績については、この公告に係る契約締結年度を除き、過去5年間に国又は地方公共団体から受託した「観光に関する企画立案及びパンフレット制作業務」の契約実績を具体的に記載すること。 ※実績を証明できる書類(契約書等)の写しを添付すること。 ※業務案内(リーフレット等)を添付すること。
提出部数	1部
提出期限	令和6年10月10日(木)午後5時(必着)
提出方法	持参又は郵送による。 持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日、

	祝日を除く。) 郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。
提出場所	奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係 住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電 話：0742-27-8553
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

7 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、【様式14】によりメールで下記担当課へ送付すること。 メール送信後、電話で到着確認を行うこと。 ※口頭又は電話での問合せは受け付けない。 ※質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
提出先	奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係 メールアドレス：kanko@office.pref.nara.lg.jp
質問票提出期限	令和6年10月10日（木）午後5時（必着）
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局 観光力創造課ホームページ」上にて公開する。 （ホームページURL https://www.pref.nara.jp/3534.htm ） この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 なお、質問に対しては個別には回答しないものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。（グループで応募する場合は様式11～13を除く限度とする。）

なお、様式3の実績を証明できる書類は限度枚数に含めない。

- ・【様式4】企画提案書
- ・【様式5】業務実施体制
- ・【様式6】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制
- ・【様式7】MICE 関連事業者・地域等との情報共有・意見交換の開催に関する提案
- ・【様式8】PCO・旅行会社等と意見交換会の開催に関する提案
- ・【様式9】MICE プランナーズガイドブックの制作に関する提案
- ・【様式10】見積書

内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。

（グループで応募する場合）

- ・【様式11】グループ構成員届出書
- ・【様式12】グループ協定書
- ・【様式13】グループ委任状

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

副本には、審査の過程で提案者を特定しうる情報（社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名等）の記載は避けること。

(3) 提出期限

令和6年10月24日（木）正午（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。（ただし10月24日（木）は午前9時から正午まで／土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階

奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係

電話：0742-27-8553

(6) 書類作成上の留意点

【様式5関係】

- ・業務総括責任者、担当者、本業務実施体制を示すこと（指揮系統、役割、関係者間の情報共有手法等を示すこと）。

【様式7関係】

- ・効果的な MICE 誘致及び MICE 受入体制の向上に向けて、地域との情報共有・意見交換会に参画すべき事業者を提案すること（提案した理由も添えること）。
- ・情報共有・意見交換会の構成・内容・テーマ等について提案すること（提案した理由も添えること）。

【様式8関係】

- ・効果的な MICE 誘致に結びつけるよう意見交換会への参加を促す事業者等を提案すること（提案した理由も添えること）。
- ・意見交換会の構成・内容・テーマ等について提案すること（提案した理由も添えること）。

【様式9関係】

- ・奈良県で MICE を開催するメリット・優位性を示すこと。
- ・MICE プランナーズガイドブックの構成について、以下の項目において掲載すべき施設・事項等を提案すること（提案した理由も添えること）。

A：宿泊施設、B：MICE 施設、C：ユニークベニュー、D：アトラクション、
E：エクスカッション、F：その他 MICE 誘致・受入に関連する事項

- ・MICE プランナーズガイドブックの構成について、画像・写真・イラスト・表等を用いて簡単なイメージを示すこと。

【様式10関係】

- ・見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額3,960千円を超えないこと。

(7) その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・様式7～9の企画提案書については、提案者が様式を任意で作成（A4片面（必要に応じA3折り込みも可）、縦横ともに可）して構わないが、必ず様式番号を提案書上に記載すること。

- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

9 企画提案書の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>① 審査予定日：別に通知する日時（令和6年11月初旬頃を予定）</p> <p>② 場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所</p> <p>③ 時間：1提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。 プレゼンテーション：20分 質疑応答：15分</p> <p>④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤ その他： ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。） ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。</p>
審査内容	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。 なお、評点の配分は別記の審査基準のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <p>・各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。 なお、提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。</p>
審査結果	<p>決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。 ただし、個別の審査結果については公表しない。</p>
失格事項	<p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ・参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。 ・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ・一以上の評価項目についての記載がなかったとき。 ・委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 ・プレゼンテーションに不参加のとき。 ・その他不正な行為があったとき。

10 業務委託契約の締結について

- (1) 上記9により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。

- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の6割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が11（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和6年9月26日（木）	公告
令和6年10月10日（木）	質問受け付け〆切

令和6年10月10日(木)	参加表明書提出期限
令和6年10月24日(木)	企画提案書提出〆切
令和6年11月初旬頃	審査会の開催(予定)
	受託予定者の決定(予定)